

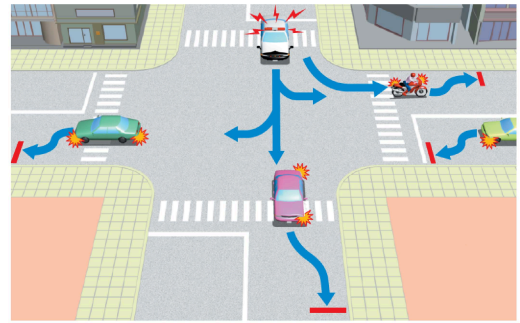
# 緊急自動車等の優先



## 1 緊急自動車の優先 (法40、令13)

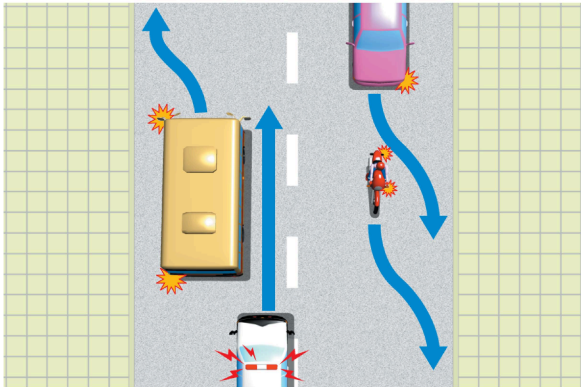
### 1 交差点及びその付近における避讓措置

交差点及びその付近では、緊急自動車が近づいてきたときは、交差点を避けて道路の左側に寄って一時停止をし、進路をゆずらなければなりません。

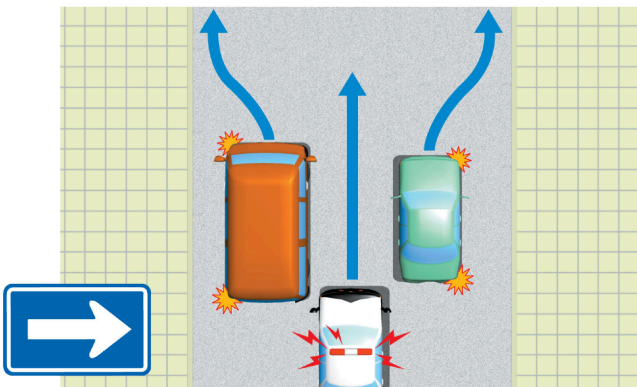


### 2 その他の場所における避讓措置

① 交差点及びその付近以外の場所では、道路の左側に寄って、進路をゆずらなければなりません。



② 一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車の妨げとなるようなときは、右側に寄らなければなりません。



「緊急自動車」とは、

**Keyword**

緊急用務のため、サイレンを鳴らし赤色の警光灯をつけて運転中のもので、

- 消防自動車
- 救急自動車
- 公安委員会の指定した
  - 傷病者の応急手当のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
  - 傷病者を応急治療するための医師を運搬するため使用する自動車
  - 在宅ホスピスにおける緊急往診を行う医師を搬送するため使用する自動車
  - 警察用自動車
  - 自衛隊用自動車
  - 輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
  - 臓器等の応急運搬のため使用する自動車

などをいいます（交通の取締りに従事する緊急自動車は、サイレンを鳴らさない場合もあります）。

また、緊急自動車である警察用自動車に誘導されている自動車、緊急自動車である自衛隊用自動車に誘導されている自衛隊用自動車は、緊急自動車として扱われます。



消防自動車



救急用自動車



警察用自動車

**注!**

#### 「緊急自動車の特例」

緊急性を確保するため、道路の右側部分へのはみ出し通行、一時停止など法令の規定が適用されない場合があります。

## セーフティエチケット

## 一秒を譲る

緊急自動車の一秒は、人の生死にもかかわってることがあります。ドライバーの譲り方ひとつで、緊急自動車の到着時間が大きく変わることも考えられます。自分の家族や友人がその緊急自動車に乗っていたら……。あなたの一秒を、今すぐに必要としている人のために譲ってあげてください。

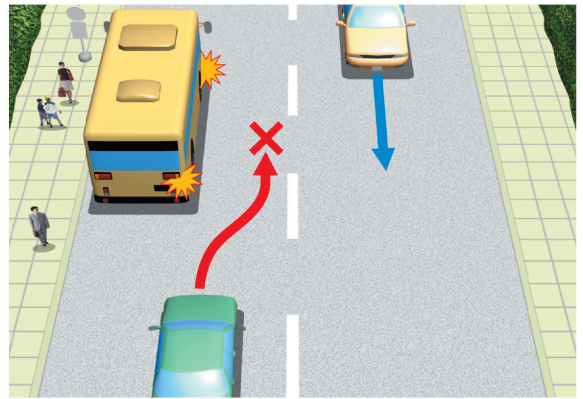


## ② 路線バス等の優先 (法20・20の2・31の2・40、令10)

## ① 発進妨害の禁止

停留所で止まっている路線バスなどが、方向指示器などで発進の合図をしたときは、後方の車はその発進を妨げてはいけません。●

しかし、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような場合は除かれます。



「路線バスなど」とは、

**Keyword**

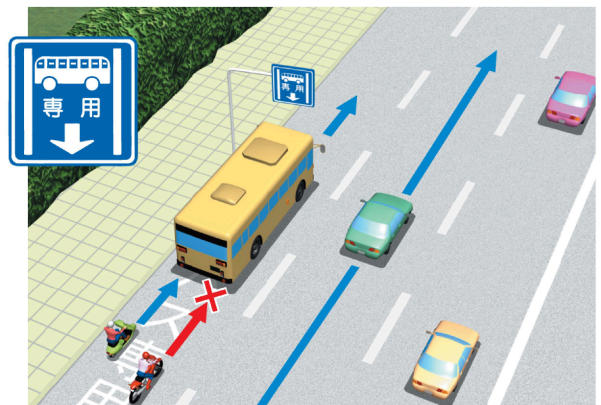
- ① 一般乗合旅客自動車運送事業自動車
  - ② 通学通園バス
  - ③ 公安委員会が指定した人や貨物を輸送する事業用自動車
- をいいます。

## ② 専用通行帯指定道路

標識や標示によって、路線バスなどの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。ただし、標識や標示によって普通自転車の専用通行帯が指定されている道路では、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。

しかし、次の場合は、通行することができます。

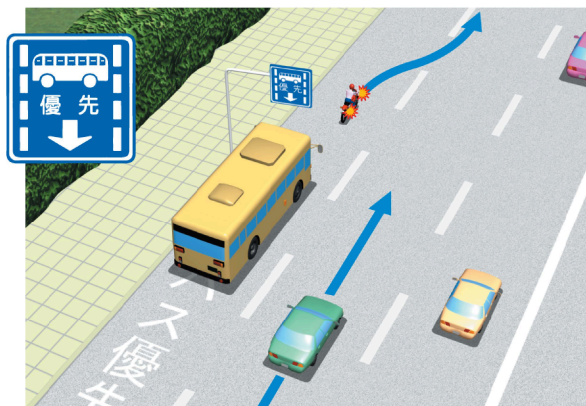
- ① 右左折をするため道路の右端、中央や左端による場合など
- ② 工事などでやむを得ない場合



### 3 優先通行帯指定道路

標識や標示によって、路線バスなどの優先通行帯が指定されている道路では、路線バスなど以外の自動車も通行できますが、次のようにしなければいけません。

- ① 小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両は、そのまま優先通行帯を通行できます。
- ② 路線バスなどが近づいてきたときは、速やかにそこから出なければなりません。
- ③ 交通が混雑していて、路線バスなどが近づいてきてもそこから出られなくなるおそれがあるときは、はじめからその通行帯を通行してはいけません。



右左折をするため道路の右端、中央や左端による場合などや工事などでやむを得ない場合は除かれます。



### ためしてみよう! OX問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっている  
と判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

	○	×
問1 交差点やその付近以外のところで緊急自動車が近づいてきたときは、徐行して進路を譲らなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問2 一方通行の道路で緊急自動車に進路を譲る場合、左側に寄るとかえって妨げになるときは、道路の右側に寄らなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問3 路線バスの優先通行帯は、路線バスのほかは、軽車両だけが通行できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問4 路線バスの専用通行帯でも小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両は通行できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問5 停留所で止まっている路線バスが、方向指示器などで発進の合図をしたときは、後方の車は急いで通過する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問6 路線バスの優先通行帯に指定されている道路では、交通が混雑していないときに限り路線バスが他の車に優先する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問7 緊急自動車に進路を譲る場合、一方通行の道路では、状況によっては右側に寄ってもよい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▶解答と解説は、128 ページにあります。◀